

大豆供給円滑化推進事業補助金交付等要綱

制定 令和5年12月1日付け5農産第2847号
一部改正 令和7年1月16日付け6農産第3208号

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(趣旨)

- 第1 国際的な穀物の供給懸念から食料安全保障の重要性が高まる中、大豆については、食料自給率向上の観点から、需要を捉えた生産拡大を図る必要がある。また、大豆の生産は天候等による豊凶変動が大きく、実需者は安定供給に対する不安があることから、大豆の安定供給体制を構築し、供給を円滑化するための生産者団体等や大豆販売業者等（大豆の販売を業とする者及び大豆販売業者の組織する団体をいう。以下同じ。）による保管等を支援することとする。

(通則)

- 第2 大豆供給円滑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第3 補助金は、大豆の安定供給体制を構築し、供給を円滑化するための生産者団体等や大豆販売業者等による保管等を支援することを目的とする。

(事業の内容等)

- 第4 大豆供給円滑化推進事業（以下「補助事業」という。）において実施する事業の内容、事業実施主体（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）及び補助要件は、別表1に掲げるとおりとする。

(事業実施計画書の作成)

- 第5 補助金の交付を受けようとする者は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画書（以下「事業計画」という。）を作成し、地方農政局長等（原則として、保管する倉庫が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、保管する倉庫が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、保管する倉庫がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出してその承認を受けるものとする。

ただし、その実施しようとする補助事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合は、補助金の交付を受けようとする者は、その主たる保管する倉庫が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業計画を提出してその承認を受けるものとする。この場合において、当該事業計画の提出を受けた地方農

政局長等は、当該事業計画に関係する地方農政局長等に対して事業計画の写しを送付し、あらかじめ、必要な調整を図るものとする。

(交付の対象及び補助率)

- 第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(申請手続)

- 第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第9 地方農政局長等は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第10 事業実施主体は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第11 事業実施主体は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のないものについては、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第12 事業実施主体は、第9第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第13 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第15 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を速やかに地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第16 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定による報告のほか、地方農政局長等は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第17 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき（第13第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実

績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第19 地方農政局長等は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第20 事業実施主体は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第19第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第21 地方農政局長等は、第13第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第22 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 前2項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(指導等)

第23 地方農政局長等は、補助事業の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(その他)

第24 補助事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和7年1月16日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1（第 4 関係）

事業の内容	事業実施主体	補助要件
1 大豆の倉庫での保管料 2 産地から倉庫への輸送に係る運搬費 3 産地又は倉庫における積み下ろし等に係る荷役料 4 保管時のくん蒸費	農産局長が別に定める団体等とする。	農産局長が別に定める要件を満たしていること。

別表 2（第 6 及び第14関係）

経 費	補助単価・補助率	重要な変更
		事業内容の変更
1 大豆の倉庫での保管料 2 産地から倉庫への輸送に係る運搬費 3 産地又は倉庫における積み下ろし等に係る荷役料 4 保管時のくん蒸費	定 額 （ 1 / 2 相 当 ） （ 3 期制の場 合の保管料：107 円（1期）/トン、 2期制の場合の保 管料：160円（1 期）/トン） 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内	1 事業実施主体の 変更 2 事業の追加、中 止又は廃止 3 総事業費の30% を超える増又は国 庫補助金の増 4 総事業費又は国 庫補助金の30%を 超える減

補助単価・補助率欄の保管料については、3期制の場合は1日から10日まで、11日から20日まで、21日から月末までをそれぞれ1期とし、2期制の場合は1日から15日まで、16日から月末までをそれぞれ1期とする。